

令和4年度 第3回 グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会全体会合
東南アジア向け青果物の輸出に関するセミナー～EPA利用手続きの簡素化を活用して～

日時：令和5年3月2日（木）14時00分～16時40分

配信場所：農林水産省イコルームA

議事概要

1. 開会の挨拶

（農林水産省 輸出・国際局国際地域課 課長 黒井哲也）

- ・ 東南アジアや中国、韓国をはじめ、日本を含む15カ国が参加するRCEPが昨年発効したことを受け、本セミナーを開催した。
- ・ 本セミナーでは、日本産生鮮野菜・果実の主要な輸出先である東南アジア向け輸出を題材とし、経済連携協定（EPA）を活用した東南アジア向けの輸出や日本産生鮮果実・野菜の輸出全般に関する説明と、ベトナム市場の最新の情報の紹介を行う。
- ・ 農林水産省では、EPA利用上の問題点等、皆さまの意見を踏まえて、経済産業省や日本商工会議所とともに検討を重ね、昨年末、必要な条件を遵守した上でEPA利用の手続きを簡素化した。
- ・ 本日は、手続きの簡素化の概要を日本商工会議所から、実例等を交えた利用手続きの具体を東京共同会計事務所から、青果物の輸出促進に関する現状を日本青果物輸出促進協議会から、ベトナムにおける青果物プロモーションの報告を、ベトナムの現地とオンラインでつないでベトナム・輸出支援プラットフォームから説明する。
- ・ 日本青果物輸出促進協議会は、昨年、政府から農林水産物食品輸出促進団体として認定を受けて活動に取り組んでおり、ベトナムの輸出支援プラットフォームは、現地での包括的・専門的・継続的な支援体制として現地で輸出促進に取り組んでいる。
- ・ 本日のセミナーを通じてEPAをより身近なものとし、ぜひ青果物の輸出時にEPAを活用していただきたい。
- ・ 本日は、オンライン会議なので、発表中も遠慮なくチャット欄に入力していただける。ぜひ活発に質問・コメントを頂きたい。また、セミナー後のアンケートでも積極的にご意見を頂戴したい。

2. グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会副代表交代挨拶

（日本通運株式会社 事業開発部専任部長 山田 悟 GFVC推進官民協議会副代表）

- ・ 前任者、山崎の異動に伴い、令和5年1月より副代表を拝命した。
- ・ 社内では主に新規事業開発を担当している。現在、物流は2024年問題をはじめとする諸問題に直面している。物資が運べなくなる事態を回避すべく、日々さまざまな取り

組みを行っている。

- ・ 物流を通じて農林水産物や食品の輸出促進が図られるよう努めたい。

3. EPA利用を活用した輸出の促進 ①EPAを活用した輸出拡大の取り組み

(農林水産省 輸出・国際局国際地域課 課長 黒井哲也)

- ・ 世界全体での関税削減によって貿易自由化を図るため、基本的に全世界の全ての加盟国・地域を最恵国待遇して同じ関税率で譲許する枠組みがWTO協定である。
- ・ WTO協定は、最恵国待遇と異なる待遇を排除する仕組みになっているが、EPAで例外的に異なる待遇が認められている。
- ・ EPAは、ある程度自由化が進んでいるものにつき、部分的にWTO協定を疎外したとしてもトータルで貿易の制限をなくす効果が高い場合の枠組みである。
- ・ 現在WTOには164の国・地域が加盟しているが、全会一致を原則としているWTOでは、妥結に向けて大変な調整が必要となる等、話が順調に進まないため、EPAの締結が進んでいる状況にある。
- ・ 現在わが国が加盟するEPA等は、シンガポールなどの国や地域、RCEPやTPP11などの複数国の枠組みを対象に、計21協定が発効済・署名済の状況である。
- ・ RCEPは昨年1月に発効。CPTPP (TPP11) は、昨年11月にマレーシア、本年2月にチリで発効した。相手国の動きを踏まえ、さらにEPAの利用機会を拡大している状況である。
- ・ EPAを利用しない場合、WTOの一般的な最恵国待遇のルールに基づく関税率が適用されるが、EPAを利用すれば、輸出先国における通関時の関税の負担を軽減できるため、現地での価格競争力の強化に貢献できる。
- ・ 2国間、日アセアンなど複数国の枠組み等、どのEPAを利用すれば最も有利になるかの判断には十分な情報収集が必要である。さまざまな議論を経て条件が定まっていくため、必ずしも新しく締結した協定の関税率のほうが低いとは限らない。また、全てにおいて最も有利となる枠組みが1つ存在するということもない。
- ・ 例えばタイ向け輸出では、牛肉は2国間と日アセアンが無税、りんごは2国間と日アセアンに加えてRCEPも無税となっている。一方、マレーシア向けの柿は2国間と日アセアンは無税だが、RCEPやCPTPPでは大幅な関税削減には至らない。物品によって一番有利になる枠組みが大きく違ってくる状況である。
- ・ 農林水産省のホームページでは、主な農林水産物・食品のEPA関税率を一覧で確認することが可能である。農林水産省の「EPA利用早わかりサイト」では、主な品目について、各協定での関税率を品目ごとに一覧化したEPA関税率早見表を掲載している。
- ・ EPA関税率早見表に記載されているMFN税率とは、WTOの枠組みの最恵国待遇を受けた場合の関税率（最恵国：Most Favored Nation）、EPA税率はEPAを活用した場合の関税率、PSRは品目別の規則（Product Specific Rules）である。

- EPA等を締結する際、必要に応じて品目別の条件の規則が定められるが、これはEPAの宿命とも言えるべき事柄である。WTOは全ての国に同じ条件が適用されるが、EPAでは、輸出の相手国との関係性の中で、中継貿易的なものを排除し、当該協定の締結国で作ったものに限って特別に関税率を下げるからである。
- EPA締結国が原産であると認める条件がPSRである。
- EPA関税率早見表のPSRの列に「CC」と書かれているものは、関税番号変更基準（CTC：Change in Tariff Classification）が適用され、「類」の変更を伴う加工が日本で行われていれば日本原産として特別な関税率が適用される。例えば牛肉の場合、「CC ex 01類」は、生きている動物（1類）を屠畜（とちく）して肉そのものにするプロセスが日本で行われていれば、その製品は日本原産として輸出することができる。
- EPAを活用する際は、EPA締結国で作られたものであることを確認する手段として書類が必要になるという特徴がある。
- 原産地証明書はEPA活用の際に必須となるため、原産地証明書の発行枚数によってEPA活用の状況を推し量ることができる。発行枚数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に落ち込むことはあったが総じて順調に増加しており、EPA活用の機会が広がっていることを示していると思う。
- RCEP発効前は日タイのEPAの原産地証明書の発行枚数が最多であったが、現在はRCEPの原産地証明書の発行枚数が最多となっている。ただし、これは全体的な傾向であり、RCEPさえ使っていれば必ず最も有利な関税率となるというわけではない。品目をよく確認した上でいろいろ調べて、どのEPAの枠組みを活用すれば有利か判断していただきたい。
- 日本では、EPAの利便性を向上させるべく、日本商工会議所から紙媒体で発行される原産地証明書の電子化を進めている。日本としては電子化の準備は整っているが、相手国の受け入れ体制等により、全ての対象国での実施には至っていない。
- 現在は、RCEP相手国とタイが原産地証明書のPDFファイルでの受け取りが可能である。2国間のEPAでも電子化等を進めており、本年6月からはインドネシアと電子データの交換が可能となる。
- EPAは、農林水産省でも非常にリソースを掛けてさまざまな協議を行った結果出来上がった枠組みであり、ぜひ活用していただきたい。
- EPAの活用にあたっては、どこまで手を加えれば自国を原産国とすることができるのか、規則等がEPAごとに違うなど、分からないこともあると思う。農林水産省ではEPA利用相談窓口を開設しているので、気軽に問い合わせていただきたい。
- EPAを利用するために必要な情報を簡単に入手できる「EPA利用早わかりサイト」も、ぜひ活用していただきたい。

4. EPA利用を活用した輸出の促進 ②EPA利用手続きの簡素化の概要

(日本商工会議所 国際部 担当部長 渡邊泰一氏)

- 手続きの簡素化は、審査の簡略化につながるため、審査をする日本商工会議所にとっても非常に喜ばしい側面がある。
- EPA利用手続きの簡素化に伴い、青果物は、生産者情報の提出を省略して仕入書や契約書、領収書、納品書等で原産品判定の依頼が可能となった。これは昨年12月、農林水産省と経済産業省から同時に発表された。
- これまで野菜や果物など青果物の原産品判定は生産証明書を基に行っていたが、農林水産省から、青果物の輸出者がEPAを利用するには生産者情報の提出がボトルネックとなっているとの相談を受けた。生産証明書の発行は、生産農家以外にも農協等、生産者から集荷した卸売業者も可能だが、農協では発行に難色を示されるという問題があった。
- この生産証明書の入手の難航による原産品判定依頼の停滞の問題を改善すべく、生産証明書がなくても食品表示法上の産地表示がある仕入書、納品書等で原産品判定を依頼することができるようにしたのが今回の簡素化である。
- 判定基準は異なるが、工業品の場合、原材料が数万点になっても、必要であれば日本産を証明するサプライヤー証明書をその数万点分取っている。これと比較すると、生産証明書を必須条件から外した青果物の原産品判定の依頼手続きは、簡略化が非常に進んでいると言えると思う。
- ただ、日本商工会議所では、原産品判定の依頼手続きの簡素化したことにより、原産地証明書の発給申請時の原産性の確保が非常に重要になると考えている。
- 原産地証明書の発給申請は通常オンライン手続きで済むが、日本商工会議所が審査者として必要性を感じた場合、輸出時のインボイス等の提示を求める。同様に、当会議所が必要性を感じた場合は、発給申請時に、当該物品の仕入時の仕入書や納品書の提示を求めることもあると思う。
- 原産品判定依頼時と原産地証明書発給申請時の産品情報のつながりが乏しい可能性がある等、今回の手続きの簡素化が、必ずしも良いことばかりではないことはご理解いただきたい。
- 食品表示法上の産地表示は県単位であり、今回の簡素化では、原産品判定依頼時と原産地証明書発給申請時に、産地が都道府県単位で同じであれば、同一生産地とすることになった。工業製品になぞらえると、都道府県単位で同じであれば、同じ工場、同じ生産者が作ったとみなすことになったと理解している。
- 例えばりんごの場合、津軽産も、弘前や八戸、陸奥産も青森県産となり、1つの原産品判定依頼が使えるし、産地の県が同じであれば、富士、王林、ゴールデンデリシャス等、銘柄を問わず1つの原産品判定依頼が使える。これらはメリットかと思う。
- 一方、輸入側のEPA締約国税関では、今回輸入した品が受領した原産地証明書の原産

品判定依頼時の青果物と本当に同一とみなせるのか、疑問を感じることも想定される。従って、当該の原産地証明書の発給申請時に使用した仕入書に書かれた原産品表示が非常に重要となる。

- 原産品を表示している仕入書等の文書は、通常、日本商工会議所が提示を求めることはないが、検認等ではエビデンスとなるため、しっかり保存しておくことが非常に重要である。輸出に関する貿易書類の保存は発給申請書の誓約事項であり、既に対応済みのはずなので、誓約事項を守っていれば特に負担が増えることはないと思う。
- 原産地証明書発給時の原産性を重視するのであれば原産品判定は不要であるとの意見もあると思うが、現状の発給システムは、原産地証明書の発給時間を短縮するために、日本商工会議所の原産品判定後に発給申請を可能とする2段階の仕組みにしている。
- 事前に原産品であることを証明しておくことにより、原産地証明書発給時の審査が書類の中身とインボイスとの照合だけで済み、大きな誤りがない限り1日、長くても2日を目安とした証明書の発給が可能となっている。
- 引き続き、事前に原産品判定を依頼して原産品判定番号を取得しておき、原産地証明書の発給申請時は原産品判定番号を呼び出すことで証明書が作成できる体制を取っていただきたい。
- 最近、上海では中国のお正月である春節用のギフトとして日本酒が人気であるとの記事があった。これは昨年1月に発効したRCEPが追い風となっていると考えられる。
- 発給した原産地証明書のデータを調べたところ、RCEPの中国向けの日本酒（HSコード：220600）の発給数は2022年1月から2023年1月の13カ月で441件だった。産品判定利用は3,379回なので、原産地証明書1枚につき平均8種類程度の日本酒が記載され、輸出のために441回使われたことが見て取れる。
- 441件は、野菜や果物に比べると多い。ただ、正直なところニュースで取り上げられるほど多いかどうかは少々疑問である。
- 上述の441件の原産地証明書は、特惠原産地証明書である。
- 日本商工会議所では、特惠原産地証明書とは別に、通常の商工会議所業務として一般（非特惠）の原産地証明書も発給している。非特惠原産地証明書の正確な数は不明ながら、確かに中国向けの日本酒で多数発給しており、恐らく中国では現在、本当に日本酒は人気なのだと思う。
- 日本酒の輸出が好調な中、酒造業者から、正規の代理店ではない企業等に対して原産地証明書を発給しないようにとの要請が来る場合がある。正規ではない企業が非正規のルートで入手した場合、輸送や保管の状況が必ずしも適切ではないため、市場に品質が著しく低下したものが出回って、ブランドに傷が付くことを強く危惧してのご相談である。
- 現在、日本酒に対する中国の関税は、MFN税率が40%、RCEP税率が38.1%で、差は

2ポイント弱だが、将来的に税率の差が大きくなると、日本酒でのEPA活用希望者が増加する可能性がある。

- ・ 日本商工会議所では日本産であることを確認するが、日本産であると確認したものへの原産地証明書の発給をやめることは難しい。
- ・ 現在は日本酒の原産品判定には生産証明書が必要であるため、生産者とのつながりがしっかりしている正規の代理店しか判定依頼ができず、非正規の企業等が特惠税率の適用を受けて輸出することは難しいが、手続きが簡素化されれば、非正規の企業等も原産品判定依頼がしやすくなる場合があることはご理解いただきたい。
- ・ 特惠原産地証明書の発給は電子化が進み、オンラインによる発給となっている。非特惠原産地証明書も、2016年の農林水産省からの強い要望を受けて開発した結果、2020年9月にオンラインによる発給を実現することができた。
- ・ 現在、全国の主要都市の56の商工会議所でオンラインでの非特惠原産地証明書の申請・発給が可能となっている。仕向け地は本年2月末現在145カ国で、発給の累積数は、ほぼ5万件。大きなトラブルもなく稼働している。ぜひこちらも活用していただきたい。
- ・ 現在、全国約400カ所の商工会議所で原産地証明書を発給している。うち、オンラインによる発給が可能なのは56カ所であり、全体の7分の1程度にとどまっている。オンライン化未対応の商工会議所からは、地元でのニーズが全く感じられないとの声もある。地元のオンライン化を促す働き掛けとなるので、皆さまからオンラインによる発給を求めているだけでも大変ありがたい。
- ・ 原産地証明書のオンライン発給は、輸出者がオンラインで発給申請を行い、商工会議所が審査、証明書をオンラインで発給する仕組みである。
- ・ 原産地証明書はPDFファイル形式で、プリントアウトして紙媒体として輸入者に送付することも、メールに添付して送信することも可能である。エアメールによる送付と比べると、メール添付による送信は非常に効率化につながると思う。
- ・ 輸入者は、届いたPDFを用いて税関などに輸入申告等をする。最近は各国の税関もかなり電子化が進んでおり、ファイルを送ればそのままアップロードが可能となると思う。紙媒体でないと申告できない場合は、輸入者にプリントアウトして提出してもらうようにするとよいだろう。
- ・ 原産地証明書を紙媒体で発行する場合、複写すると原本ではないことが表示される専用紙を使って書類を作成していた。オンライン発給では、日本商工会議所が発給した書類の記録が参照できるリファレンスサイトに税関等がアクセスし、照合することで証明書の真正性を担保する仕組みとなっているので、ぜひオンライン発給を活用していただきたい。
- ・ 今回の特惠原産地証明書の手続きの簡素化を受け、EPA活用が農水産品の一層の輸出拡大につながるよう、日本商工会議所もお手伝いしていきたい。

5. EPA利用を活用した輸出の促進 ③簡素化手続を踏まえた具体的なEPA利用の手続
(東京共同会計事務所 トレード・コンプライアンス部 藤原彩香氏 西成田綾子氏)

- ・ 以下、「明日使えるEPAセミナー―青果物編―」をテーマに説明する。
- ・ EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなったことは、EPAに興味はあるものの手続きが難しそうで挑戦に至っていない方にとって朗報である。
- ・ EPAを利用すると、輸入時の関税が削減・撤廃されるので、輸入する時にかかるコストが削減できる。
- ・ EPAを利用しない場合、WTOの原則に基づいてWTOに加盟する全ての国に対して同じ関税率が課される。例えば、通常課せられる関税率（MFN税率）が20%の場合、A国が日本から輸入してもB国やC国から輸入しても関税率は一律20%で、課税価格が100円なら関税額は一律20円となる。
- ・ 一方、EPAを利用すると通常より低い関税率が適用される。例えば、通常の関税率が20%であっても、日本の企業が日本とA国とのEPAを使うと関税率は0%、関税額も0円となる等、関税額が削減できる。
- ・ 関税額の削減は輸入コストの削減になる。これがEPAのメリットの一つである。
- ・ 輸入時の関税の削減・撤廃は、直接的には輸入者のメリットだが、輸出者・生産者にもメリットがある。
- ・ コストの削減は輸入者の利益の増加に直結しているため、EPAを適用できる商品の販売やEPAを適用している日本の業者からの購入は輸入者のインセンティブとなる。
- ・ EPAを適用した日本商品の販売が増えれば、現地での価格競争力が高まり、輸入国での販売量のアップや販路の拡大につながる。従って、輸出者や生産者がEPAの利用に対応すれば、受注量や売り上げの増加というプラスの影響が出てくるという流れである。
- ・ 農林水産品においても、EPAの活用は現地でのコスト削減や販売先の拡大につながる。「輸出に取り組む優良事業者表彰」で農林水産大臣賞を受賞した企業を分析したところ、輸出促進のために実施した施策として最も多かったのは、安定した販売チャネルの確立と現地コストの削減だった。ここからも、農林水産品の輸出拡大のポイントが現地コストの削減、販売先の拡大であることが分かる。
- ・ EPAは現地コストの削減と販売先の拡大の部分で効果を発揮するという認識を持っていただきたいと思う。
- ・ 「輸出に取り組む優良事業者表彰」は農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者のうち特に優れた事業者が表彰されるため、受賞企業の取り組みには輸出成功のノウハウやヒントが詰まっている。https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/のリンクから受賞企業の事例等が確認できるので、ぜひ参考にいただきたい。
- ・ ここ数年で日本が締結するEPAは続々と増えており、TPP11、日EU協定、RCEPと、複数の国や地域を含む大型の協定がここ数年で相次いで発効している。

- RCEPは2022年1月1日から利用できるようになった。利用開始当初は日本でもテレビや新聞等で頻繁に報道されたので、聞き覚えがあると思う。
- RCEPは、日本にとって中国や韓国との間の初めてのEPAとなる。中国は日本の農林水産品の輸出額が1位の相手国であり、農林水産品を扱う皆さまにとっても、EPA活用のチャンスが広がってきていると言えると思う。
- EPAの原産地証明には第三者証明制度、認定輸出者制度、自己証明制度の3つがあり、EPAごとに採用されている証明制度が違う。青果物の輸出は主にアジアが対象となるが、アジアとのEPAの大半は第三者証明制度を採用している。
- 第三者証明制度では、日本においては、輸出産品が日本原産であると証明するために、日本商工会議所での原産品判定と原産地証明書発給申請の手続きが必要である。今回、これらの手続きが青果物の輸出について簡素化された。
- EPAは1つの国に対して1つとは限らず、相手国によっては日本との間で利用可能なEPAが複数存在する。東京共同会計事務所では、日本がEPAを締結している相手国と証明制度の一覧を作成しているので、輸出先の国と日本との間で結ばれている協定の確認等に活用していただきたい。
- 以下、第三者証明制度における手続きに絞って説明する。
- 第三者証明制度における手続きの流れは、STEP1：EPAの原産品かどうかの確認、STEP2：原産品判定依頼、STEP3：原産地証明書の発給申請、STEP4：原産地証明書の受領である。
- STEP1のEPAの原産品かどうかの確認は、輸出者が自社で行う。日本で生産している青果物であることが証明できる旨の確認が取れば、日本商工会議所への手続きに進む。
- STEP2の原産品判定依頼は、STEP1で用意した書類を添付して原産品判定依頼の手続きを行う。
- 原産品判定の承認後、船積み予定日が確定してからSTEP3の原産地証明書の発給申請の手続きを進める。
- 原産地証明書の発給が承認されると、STEP4の原産地証明書の受領となる。
- STEP1で必要となる、日本で生産している青果物であるとの証明につき、3つの事例をQ&A形式でご紹介する。
- Q1 マレーシアへ柿の輸出が決まった。日アセアン協定を利用してマレーシアでの輸入時の関税削減を図りたいが、船積みまでに時間がない。生産証明書の入手等、間に合うだろうか。
- A1 生産農家の署名入りの生産証明書がなくても、仕入書等で産地の情報が分かれば問題ない。今回の手続きの簡素化に伴い、県名等の原産地の情報が記載されていれば仕入書等を活用して原産品判定が可能となった。
- Q2 昨年、和歌山県産の柿をマレーシアへ輸出したが、EPAを使いそびれた。今年こ

そはEPAを使いたい。昨年と同じ和歌山県産の柿であることは決まっているが、生産者までは決まっていない場合、あらかじめ原産品判定依頼をしておくことは可能か。

- **A2** 生産者の情報が分からないからといって原産品判定依頼を諦める必要はない。昨年の仕入書等であっても、産地（都道府県）が同じであれば判定依頼は可能である。今回の手続きの簡素化に伴い、仕入書等を活用する場合は県名等の原産地情報の記載があれば原産品判定が可能となった。つまり、産地が都道府県単位で同じであれば、過去の仕入書等を利用して事前に原産品判定依頼ができる。新たにEPAにチャレンジする場合も、過去の仕入書等を利用して事前に原産品判定依頼をすることにより準備時間にゆとりができる。
- **Q3** EPAを利用したいが、卸売業者を介して仕入れており、生産者も複数いるため、生産者の特定が難しい。生産者が特定できなくてもEPAは利用できるか。
- **A3** 生産者が分からないからといって原産品判定依頼を諦める必要はない。卸売業者からの仕入書等でも産地の記載があれば問題ない。今回の手続きの簡素化に伴い、生産者の特定が難しい場合でも、卸売業者からの仕入書等で産地情報が確認できれば原産品判定依頼が可能となった。従って、卸売業者に生産者の特定を依頼する必要はない。
- **STEP2**の原産品判定依頼の手続きは、日本商工会議所の特定原産地証明書発給システムで行う。
- 同システムの「生産者」欄で入力する必要があるのは、企業登録番号、和文所在地、英文所在地の3カ所である。和文社名等、「生産者」欄の他の項目は記載しなくても問題はない。企業登録番号には9を9桁、和文所在地と英文所在地にはそれぞれ都道府県名を入力する。
- 次に原産品判定依頼を行う輸出製品のHSコードを入力し、その隣に製品名を入力する。製品名は輸出品名と産地で、品種の記載は不要である。なお、複数の産地の併記も可能である。
- 続いて特惠基準を選択する。青果物の場合の特惠基準は「WO」である。協定によっては「WO」の部分が「A」と書かれている場合もあるので、注意が必要である。
「WO」を選択した場合は、この欄の下の特恵基準は選択の必要がない。
- 「典拠書類」の欄の「カテゴリ選択」は、プルダウンから「その他」を選択する。
- 今回の手続きの簡素化に伴い、農林産品に係る生産証明書の提出は必須ではなくなったので、「ファイル選択」欄で添付する典拠書類は、青果の産地の記載がある仕入書等で問題はない。同様の条件を満たした過去の取引の仕入書等も典拠書類とすることができる。
- 「ファイルを選択」でアップロードするファイルを指定するが、アップロードできるファイル形式はPDFのみとなるので、注意が必要である。
- 以上を入力をして「判定依頼」のボタンをクリックすれば、原産品判定依頼の手続き

が完了する。

- **STEP3**について事例をQ&A形式で2つ紹介する。
- **Q1** 定期的に和歌山県産の柿を輸出している。生産者は都度異なるが、毎回原産品判定依頼をする必要があるか。
- **A1** 違う生産者であっても、同じ産地（都道府県）の製品の輸出であれば繰り返し判定承認結果を利用することが可能なので、毎回判定依頼をする必要はない。手続きの簡素化に伴い、県名など原産地情報の記載がある仕入書等を活用した原産品判定が可能となり、生産者情報の提出が不要となったからである。ただし、原産地証明書の発給申請の手続きは船積みの都度必要なので、注意していただきたい。
- **Q2** 前は和歌山県産と奈良県産と福岡県産の柿をまとめて輸出したので、原産品判定承認は「Persimmon (Wakayama, Nara, Fukuoka)」で取得した。今回は和歌山県産のみの輸出となるが、前回の判定結果は利用できるか。
- **A2** 複数の産地をまとめて原産品判定依頼した際の承認結果も、今回輸出する製品の産地を含む場合は利用できるようになった。手続きの簡素化に伴い、生産者情報の提出が不要となり、仕入書等を活用する場合、県名等の原産地情報の記載があれば原産品判定が可能となったからである。
- **STEP4**は原産地証明書受領のステップである。EPAの原産地証明書は、EPA協定が使える国に提出することで関税を下げる役割がある。第三者証明制度に基づいて発給されるEPAの原産地証明書は、第一種特定原産地証明書と言われる。
- 輸入者は、物品の輸入申告時に輸入国税関へ原産地証明書を提出することで、EPA税率の適用を受けることができるようになる。
- 原産地証明書の受領方法は、現在、窓口受け取りや郵送が主流だが、日タイ協定やRCEP協定ではPDF発給となっている。
- PDF発給は窓口での受け取り等が不要となるため、受け取りに行く手間や郵送で受け取るまでの時間を削減することが可能となる。EPAは、より使いやすくなってきていると思う。
- 日本商工会議所の特定原産地証明書発給システムを利用するためには、貿易関係証明発給のための貿易登録とは別に、日本商工会議所に新たに企業登録する必要がある。
- 特定原産地証明書取得に必要な企業登録の手続きは、日本商工会議所へ書類を提出してから原則7営業日程度時間がかかる。第三者証明制度で初めてEPAを利用する場合は、原産品判定依頼や原産地証明書の発給申請等の手続きをスムーズに行うためにも、時間に余裕を持ってあらかじめ企業登録をしておいたほうがよい。
- 企業登録の手続きの詳細は、<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>のリンクから確認できる。
- 応用編として、日本茶の輸出についてQ&A形式で事例を1つご案内する。
- **Q** 日本茶は非常に多くの茶葉をブレンドするので、全ての生産者から生産証明書を

入手することが難しい。このような場合も、仕入書等で原産品判定依頼はできるか。

- ・ A 日本茶のように日本原産の農林産品だけを使って日本にて加工を行う場合は、日本国内で原料から輸出産品を生産したことを証明するために、原材料の産地が分かる仕入書等に加えて製造工場が発行する農林産加工品に係る製造証明書が必要となる。これらの書類があれば原産品判定依頼が可能である。
- ・ 実際にEPAの手続きを始めて分からないことが出てきた場合は、農林水産省のEPA利用相談窓口にご相談すれば、きっと力になってくれる。

質疑応答

質問

- ・ 日本商工会議所のオンラインでの原産地証明書の取得の手続きについてももう少し詳しく知りたい。

回答（日本商工会議所 国際部 担当部長 渡邊泰一氏）

- ・ 日本商工会議所では、EPAの証明書は全てオンライン上での発給の申請受付としている。システム上は次の3段階のことは行っていただくことになる。
- ・ 1段階目は企業登録、いわばユーザー登録である。日本商工会議所では会社としての実在確認等、慎重な審査をするため、登録までには7日程度の時間を要する。
- ・ 2段階目が手続きの最重要部分、産品の原産性の確認である。この段階で日本産であることを証明するさまざまな書類が必要となる。今回の手続きの簡素化では、条件を満たした仕入書等の書類でも判定依頼が可能となった。
- ・ 3段階目は原産地証明書の発給申請で、船積み予定日が決まった後、インボイスの内容に合わせて証明書を作っていただく手順となる。入力画面は、よくあるフォームだと思っていただきたい。
- ・ 関税率や原産性の証明方法の確認等、企業登録の前の段階については企業自身で調べていただく必要がある。産品特性等が関係するため、日本商工会議所に問い合わせがあっても必ずしも十分な回答はできないと思う。調べるに当たっては、東京共同会計事務所が開設する「EPA相談デスク」に相談するとよいと思う。

質問

- ・ 原産地証明書の発行部数はRCEPがトップとのことだが、TPPや日EU等、他のEPAも含め、全体のトップということか。

回答（農林水産省 輸出・国際局国際地域課 課長 黒井哲也）

- ・ 前述の説明は、日本商工会議所の特恵原産地証明書の発行枚数を基にしている。つまり、日本商工会議所への手続きが必要となる第三者証明制度を採用しているEPAの中でのランク付けである。
- ・ 日本で作った物品であることを証明する方法には、第三者証明制度の他に認定輸出者

制度と自己証明制度があり、EPAごとに採用する制度が違う。質問で挙げた日EUやCPTPPは、自己証明制度を採用しているEPAである。

- ・ 認定輸出者制度は、日本商工会議所への手続きは不要だが経済産業省の認定が必要である。
- ・ 自己証明制度は、まさに自ら日本産であることを証明する必要があるが、行政や日本商工会議所を全く通らずに証明書が発行されるため、数の把握が難しい。
- ・ 東南アジア各国とのEPAでは、多くの場合第三者証明制度を採用していること等も考慮し、前述の説明となった。

6. 青果物の輸出促進に関する現状

(一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 専務理事兼事務局長 荻野英明氏)

- ・ 日本青果物輸出促進協議会は会員制を取っており、会員には、農林水産省等の補助事業の活用、会員限定の情報配信、会員間の情報・意見交換の場の設定等のメリットがある。
- ・ 昨年は出生数が80万人を割り込むなど少子高齢化が進み、日本のマーケットは縮小傾向にある。生産者も消費者も高齢化し、日本の消費規模は減少している。
- ・ 一方、海外、特に東南アジア等では人口が増加している上、生産年齢がボリュームゾーンであるため、所得も増えて消費が増え、日本の青果物も買ってくれるという構造となることが予想される。
- ・ 日本の果実・野菜産業の振興のためには、縮小傾向にある日本の国内市場よりも、優良な海外を戦略的に攻めて輸出に注力する必要がある。
- ・ 私は、青果物輸出のトレンドを知るためには10年程度の動きを見る必要があると考えている。青果物は基本的に年1回しか収穫できない上、年によって変動が大きいからである。
- ・ 以下、2012年から10年間の輸出金額の変遷を品目別、相手国別等で比較し、輸出促進の現状を説明する。
- ・ 10年間の果物と野菜の輸出金額の変遷を品目別で見ると、りんごの輸出金額が他の品目よりもずばぬけて多いことが分かる。
- ・ りんご以外の品目では、ぶどう、もも、いちご、甘藷（かんしょ）、メロンの輸出金額が増えている。
- ・ 相手国別に見ると、台湾と香港への輸出金額が突出して多く、攻めるべきはタイやベトナム、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシアのマーケットであることが分かる。
- ・ 中華人民共和国は、現在、実質的には輸出が不可能となっている。りんごと梨は植物検疫上は解禁となっているが、放射性に関する証明について日中で合意が成されておらず、放射性物質検査証明書が発行できない、よって輸出ができないという状況にあ

る。

- 補助金を活用してどの市場での販売促進に注力するか判断には2方向ある。既に輸出金額が多い香港や台湾以外の市場の拡大と、安定市場としてニーズがある香港や台湾のシェアを他の国に奪われないようにする方向である。
- 月別の輸出金額からは、時期的な特徴を捉えることができる。りんごは、東南アジアの中華圏では贈答用、特に春節の時期の2月頃と中秋節で多く使われている。
- ぶどうの相手国別の輸出金額の特徴を見ると、突出して多い台湾や香港以外ではシンガポール、タイが多く、いずれも右肩上がりである。トップは台湾と香港が定石となっており、それ以外の所をいかに攻めていくかが課題だろう。ももも、同様の傾向にある。
- ぶどう、もも、メロン、柿は、収穫時期が輸出時期となっている。
- かんきつの輸出相手国別の輸出金額の特徴は、カナダがトップで香港、台湾が続いているが、カナダは2015年以降減少している点である。これは、品質が悪かったため取引停止になった等の可能性が考えられる。台湾と香港は常得意である。
- 柿の輸出先は、香港がトップでタイが続いているが、タイは最近芳しくない。農業新聞には、タイの方は硬い柿が好みだという記事が出ていた。
- 梨は香港と台湾が常得意で、ベトナムは2017年に輸入が解禁された。植物検疫上の解禁となれば輸出金額が右肩上がりに増加することを期待するが、逆に減少している。品質が良くないとしか言いようがないが、他国産にシェアを奪われたことも考えにくく、輸出金額減少の原因の解析が必要である。
- いちごは、どの国もおおむね右肩上がり、特に香港の伸びが著しい。ただ、最近、台湾向けのいちごが残留農薬の問題で輸入差し止めとなっており、対応策を検討中である。具体的には、残留農薬の分析、台湾で残留農薬基準が設定されている農薬の使用等の策を検討している。施設でのいちごの無農薬栽培は難しいため、無農薬は無理だと考えている。
- 甘藷の輸出金額は香港とタイが上位で、シンガポールにおいても好調である。各国右肩上がり、日本と同様の店頭販売の焼き芋や真空パックの冷凍の焼き芋等、簡単に調理できるものが売れている。
- メロンの輸出金額も各国右肩上がりである。アメリカは2021年に解禁となった。
- ながいもの輸出は、ほぼ横ばい状態で、アメリカ向けは減少している状況である。
- 日本青果物輸出促進協議会全体の事業実施体系は、大別すると日本産青果物のブランド確立、輸出産地リスト事業者の輸出支援、日本産青果物のプロモーション、マーケットリサーチの4つである。
- ブランドの確立は、「日本産果実マーク」を浸透させて「日本産」ブランドを確立すべく、はっぴを着て店頭でプロモーションをする等の活動である。
- 輸出産地リストの事業者の輸出支援は、商談をするための商談用シートに動画を埋め

込めるよう、産地リストの事業者に代わって動画を撮影したり、シートを作成したりする等の活動である。

- ・ 日本産青果物のプロモーションは、はっぴを着て店頭で日本産青果物のPRをする等の活動である。
- ・ マーケットリサーチは、アメリカなど輸出が少ない先への輸出の糸口をつかむべく、マーケットリサーチを実施する等の活動である。

7. ベトナムにおける青果物プロモーションの報告

(ベトナム・輸出支援プラットフォーム事務局 JETROホーチミン事務所 事業統括ダイレクター 三木貴博氏)

- ・ 現在ベトナム向けの輸出が解禁されている日本産青果物は、りんご、日本梨、温州みかんの3品目のみである。りんごは2015年、日本梨は2017年、温州みかんは2021年10月に解禁となっている。
- ・ ベトナムの輸出支援プラットフォームでは、温州みかんを中心に、輸入可能3品目について、ホーチミンで一般消費者向けの認知度向上のプロモーションを実施した。
- ・ ベトナムは、面積が約33万km²、人口が1億人弱で、日本とほぼ同じ面積に、ほぼ同じ数の人が暮らしているイメージである。
- ・ 平均年齢は32.5歳。日本の48.4歳と比べると、比較的若い年齢層のマーケットとなっている。1人当たりのGDPは4,110ドルである。一般的に、1人当たりのGDPが約3,000ドルを超えると耐久消費財が普及すると言われており、現在、ベトナムでも冷蔵庫等の耐久消費財の普及が進んでいる状況である。
- ・ 2021年の可処分所得の分布は、低所得者層46%、ローワーミドル45.5%、アッパーミドル7.1%、富裕層1.4%となっている。日本産青果物を購入するのは、一般的にはアッパーミドルから富裕層で、全体の8.5%と少ないが、2016年と比較すると、アッパーミドルは4.1%から7.1%に、富裕層は0.8%から1.4%に増えており、経済成長に伴って日本産青果物の購買層が増えていることが分かる。
- ・ ベトナムのマーケットは、スーパーやデパート等の近代的市場が全体の1割程度と、他国と比べて非常に少なく、いわゆる市場（いちば）や個人で営業しているパパママストア等、伝統的市場の比率が高い。日本産青果物は、まずこの1割の近代市場に売り込むことになる。
- ・ ベトナムの輸出支援プラットフォームでは、日本産青果物の普及に当たり、3つの課題を設定してプロモーションを進めてきた。
- ・ 1つ目の課題は認知度の低さである。ベトナム語での情報が圧倒的に不足しており、日本のみかんをベトナムで売っていることを知らない、日本のりんごと諸外国のりんごがどう違うのか知らない、日本の梨がどこで買えるのか知らない等々、認知度が低い状況である。

- ・ 2つ目の課題はトライアル率の低さである。消費者が日本産フルーツを手にする機会は一部の小売店舗等に限られ、スーパーで見たことはあるが買ったことは一度もない、おいしいと聞いたことはあるが食べたことはないという方が多い状況である。
- ・ 3つ目の課題は価格で、例えば日本産のりんごはニュージーランド産の約3倍の価格となっている。
- ・ 1つ目の認知度の低さの改善策としては、日本産フルーツについて聞いたことがある・認識しているという人を一人でも多く獲得するために、ベトナム語での情報発信に取り組んだ。
- ・ 日本の生産者が高品質な果物を作るために注力していることを訴求する情報や、日本産の果物の品種の特徴、売っている場所など、ニュースサイト等でPR記事を連載。
- ・ 本年度実施したメディアリリースは、11月にリリースしたみかん・梨を中心に9メディア、1月にリリースしたりんご・みかんを中心に12メディア、計21メディアで取り上げられた。
- ・ テレビ番組等でも、レストランや小売店舗での試食イベントの様子や試食した消費者の声などが取り上げられた。
- ・ 2つ目のトライアル率の低さの改善策としては、取り扱い店舗以外での消費者との接点を増やすために、高島屋やイオンのタンフーセラドン店に出店している日本食のレストラン等で試食プロモーションを実施。レストランからスーパーへの誘導に取り組んだ。
- ・ モールに出店しているレストランで日本産フルーツを提供し、試食で気に入ったら、そのモールに入居しているスーパーに買いに行くという動線作りである。
- ・ 例えば高島屋では、みかんのプロモーションを、ベトナムの方に非常に人気があるレストラン、PIZZA 4P'Sで実施した。高島屋で買い物、買い物終わりにPIZZA 4P'Sで食事、料理が来るまでにみかんを試食、試食で気に入ったら、食事の後、高島屋の地下のスーパーに行って購入という流れである。レストランでは、購入へと誘導できるよう、店頭や卓上に果物の特徴や取扱店の情報等を記載したPOPを置いた。
- ・ 試食プロモーションは特に2021年10月に解禁された温州みかんに力を入れて実施したが、レストランでの試食の提供人数は、梨が合計1万3,400人、温州みかんが2万8,900人、りんごが1万5,421人だった。
- ・ 前述のレストランでのプロモーションと連携し、モールに入居する小売店でも試食プロモーションを実施した。
- ・ 日本の各自治体や農協も日本の小売店と組んでプロモーション等を実施しているので、それらを補完する目的で、日本の自治体等がアプローチしづらい非日系の富裕層・アッパーミドル向けのスーパー等でも試食プロモーションを実施した。非日系のスーパー、ANNAM GOURMET等での試食プロモーションは、梨は11月、温州みかんは12月、りんごは1月に実施。試食の提供人数は、梨が約2,300人、温州みかんが1

万人強、りんごが約7,000人だった。

- ・ 3つ目の価格の課題の対策としては、高額でも欲しいとの購入意欲を高めてもらうべく、試食で関心を持ってスーパーに買いに来た消費者やスーパーに買い物に来て売り場で日本産果物を目にした消費者に対して、贈答品等として大切な人に贈りたい、家族で楽しみたいという気持ちを誘発する情報発信やキャンペーンなどを実施した。
- ・ 高島屋での試食プロモーションの際は、同時に認知度や味についての調査も実施した。調査内容は、当該果物が日本から輸入・販売されていることを知っているか、当該果物を食べたことがあるかとの質問と、味に関するヒアリングである。
- ・ 富裕層やアッパーミドルをターゲットとする小売店舗での調査ではあるが、日本産のものが輸入・販売されていることを認知している方の割合は、梨は4割程度、温州みかんが2割程度、りんごが4割弱で、梨とりんごは、それぞれ3割弱の方が食べたことがあるが、みかんを食べたことがある方は、1割程度にとどまることが分かった。
- ・ 梨の食味に関するヒアリングでは、日本の梨は、みずみずしく甘みがあり、おいしいというコメントや、幸水、豊水、あきづきを食べ比べて、甘さやシャリシャリ感の強いあきづきが好みであるとのコメントがあった。また、贈答品として配りたいので、大きいものがよいと、食味よりも大きさに関心を寄せる方もあった。
- ・ 温州みかんの食味に関するヒアリングでは、甘くて酸味が少ないものが好まれる傾向があるとの結果が出たが、おいしい、甘いと感じる方が多い一方、酸っぱい、あまりおいしくないというコメントも見られた。みかんは個体差が大きく、味にばらつきがあることが影響したと思われる。
- ・ りんごも甘みや食感が好みの基準となっており、甘くシャキシャキ感の強いものが好まれる傾向があった。また、日本産はおいしいという大前提で、梨同様、大きさや色等の珍しさも購買の判断材料になっていることが分かった。
- ・ 以上、本年度はホーチミンでプロモーションを実施したが、次年度以降はハノイにもエリアを拡大してプロモーションを実施する想定である。早期に各都道府県の自治体等に呼びかけたいと考えているので、ベトナムでプロモーションを一緒に実施したい方は、ベトナムの輸出支援プラットフォームやJETRO、大使館、領事館にお声掛けいただきたい。

(ベトナム・輸出支援プラットフォーム事務局 在ホーチミン日本国総領事館 領事 森本恵美子氏)

- ・ ホーチミンにおける日本産梨と温州みかんの販売状況についてご紹介する。
- ・ 日本産の梨は、市内の高級スーパーではバラ売りで2個を梱包したパッケージものがあつた。価格は1kg約1,800円で、同じ売り場で販売されている韓国産の1kg約700円の約2.5倍だった。
- ・ 韓国産の梨はバラ売りでも1つつキャップが付けられ、キャップが外れないように

帯のシールも付いているが、これらの個包装の対応は、全て輸出時に韓国側で行われている。

- ・ 帯のシールには韓国産梨の統一のロゴやQRコード等が印刷されており、QRコードを読み取れば韓国産梨を紹介するウェブサイトへのアクセスが可能となっている。
- ・ キャップと帯のシールは、輸送時の傷みを軽減するとともに、統一ロゴを付すことでブランディングにつながっていると思う。
- ・ 温州みかんについては、市内の3つのスーパーを調査した。前述の梨と同じ高級スーパーでは1kg約2,000円で販売されていた。市内の富裕層向けの果物専門店では1kg約2,200円で販売され、和歌山の有田みかんのPOPと一緒に置かれていた。
- ・ 中間層向けのスーパーでは段ボールに無造作に入れられた状態で、価格の記載等はない。日本産梨でも、幸水と豊水が混ざって陳列されている等の事例があった。これらはブランド価値の毀損（きそん）につながるリスクがあるので、輸出事業者などを通じて小売店での販売状況を確認することも必要だろう。

（ベトナム・輸出支援プラットフォーム事務局 JETROホーチミン事務所 シニアリサーチャー 児玉良平氏）

- ・ 本年度、ベトナムの輸出支援プラットフォームで作成したカントリーレポートを紹介する。
- ・ このカントリーレポートは、ベトナムへの農林水産物・食品の輸出を検討する事業者が最初に読むことを想定し、ベトナムの食品市場の概要を説明している。
- ・ 25ページ程度だが、ベトナムの食品関連市場や輸入関連の規制等の情報を分かりやすく提供するために、文章だけでなく図表等も使って見やすい工夫をし、ベトナム市場の概要、輸入動向、流通構造、日本食品の取扱事業者、輸入関連の法規の5項目で構成している。
- ・ ベトナムの輸出支援プラットフォームでは、カントリーレポートを補足する資料として、現場レポートも併せて作成している。現場レポートは、特に日本の事業者の関心が高い、市場概要や輸入関連規制について整理したもので、消費者対象のアンケート調査や事業者への対面インタビュー調査の結果を基に、現地の情報や知見も含めてベトナムの食品市場を深掘りする形で解説している。
- ・ <https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/vn.html>のリンクのベトナムの輸出支援プラットフォームのウェブサイト上にカントリーレポート等を掲載しているので、ぜひご活用いただきたい。

（ベトナム・輸出支援プラットフォーム事務局 在ベトナム日本国大使館 一等書記官 三田村直樹氏）

- ・ 日本・ベトナム間はさまざまな協定が結ばれており、ベトナムは協定の使い分けがで

きる国だが、ベトナムでもCPTPPの特恵税率の適用を否認された例がある。参考までに、農林水産省のEPA利用相談窓口経由で相談があった案件で、基本的に現地で原産地証明書の適格性を問われた問題を3件ご紹介する。

- 1件目は、2021年に花卉（かき）の輸出に関して発生した事案である。ホーチミンにあるタンソンニャット国際空港の税関にCPTPPの特恵税率の適用を受けるための書類を提出していたが、自己証明で作成した原産地証明書であったため、不適格であるとして否認されたものである。この事案では、花卉は生鮮物同様傷みやすく、何日も待ってられないため、MNFの関税を支払ってしまった。
- 本来、特恵税率が認められるべき手続きであったため、ベトナムの中央省庁である税関総局に大使館からも申し入れをした。
- 一番の問題は、地方の税関が規制について詳しくないことである。この案件では、中央の税関総局と申し合わせをし、その結果を研修等通じて地方の税関に周知してもらっている。
- 一度MNFの関税率で支払ってしまった関税でも、1年間以内であれば還付を受けられる。大使館では還付の対応も行っており、急いでいたためにMNFの税率で関税を支払ってしまった場合もある。今後も、ご相談によっては対応できる可能性がある。
- 2件目も花に関する事案である。昨年5月に、自己申告制度で作成した原産地証明書の様式が先方の様式と異なったため、ホーチミンのタンソンニャット国際空港とノイバイ国際空港で、不適格であると指摘されて特恵税率が否認されたものである。
- これも1件目の事案同様、中央の認識が地方の税関の現場で徹底されていなかった事案で、CPTPP協定では指定の様式はなく、必要な情報が入っていればよいことを中央の税関総局に申し合わせて確認し、レターを出してもらった。
- このレターをもって、今後同様のことが発生した場合は中央の税関総局が対応すること、地方の税関にも周知をし、このレター等を提示すれば対応できるようにすることが約束された。
- ベトナムでは、人の異動等により情報がうまく周知されない可能性がある。問題があれば大使館にもご相談いただきたい。
- 3件目は、昨年12月、温州みかんの輸出の際、CPTPPの適用を受けるために自己申告制度による原産地証明書を提出したが、否認、注意された事案である。
- どういう案件で問題になっているのか等を申請者として輸入手続きを行っている事業者を確認しなければ対応できない状況だったが、輸入者からは、どうしても申請番号や書類の共有が難しいという話が出た。
- この事案は、輸出者と輸入者がうまく意思疎通を図れなかった上、輸入者と税関の昔からの付き合い等、さまざまな背景がある中で、こちらに情報を流すと何かを特定をされて不利益を被るという輸入者の勘繰りもあって、話が進まなかった可能性があ

る。

- ・ 3件目の事案で教訓とするべきは、日本からの輸出を支障なく行うためには、輸入者がしっかりした事業者である必要があるということだ。
- ・ 情報をしっかり把握できないと、大使館として正しいと主張できないので、ルール化する等、情報を輸入者としっかり共有することも重要である。
- ・ 日本はベトナムとの間でCPTPPの他、複数のEPAを結んでおり、現在は、りんごや梨の関税率はどの協定も0%である等、青果物の関税率が同じEPAが複数存在する状況にある。輸出者は、同じ関税率であれば手続きが容易なほうを選ぶと思うが、しっかりした知識を持って書類を用意していただきたい。
- ・ 輸入者は、関税率が同じであれば従来の手続きのほうが楽だと考える可能性もある。輸出者と輸入者で十分情報の確認を行い、きちんと手続きを進めていただきたい。
- ・ きちんと手続きを進めた上で問題が生じた場合は、大使館でもしっかり対応する。
- ・ 問い合わせ先としては、農林水産省のEPA利用相談窓口や大使館に設置されている食産業担当の相談窓口、輸出支援プラットフォームのホームページ等がある。青果物や生鮮物は時間が商品価値を左右すると思うが、うまく連携して輸出を促進していきたいと考えているので、時間との戦いの中で適切なタイミングでの問い合わせをお願いしたい。

総合司会（農林水産省 輸出・国際局国際地域課 課長補佐 速見基弘）より、来年度、台湾と中国で輸出支援プラットフォームを立ち上げる予定である旨と「輸出支援プラットフォーム」と検索してヒットしたJETROや農林水産省のサイトでも新たな情報を発信している旨の案内、ならびにセミナーの予定を変更して質疑応答を割愛し、寄せられた質問には後日オンライン掲示板等で回答する旨の説明があった。

8. 農林水産省からお知らせ 予算事業の紹介

（農林水産省 輸出・国際局輸出支援課 課長補佐 本岡恒彦）

- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）では、農林水産省や経済産業省、国税庁所管の輸出に使える補助事業等について、分かりやすく説明する動画を作成した。この説明動画を掲載している農林水産省のホームページの説明をする。
- ・ URLの入力（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yosan_setsumei.html）または「輸出予算の説明会」の検索により、農林水産省のホームページに掲載している輸出予算説明会のサイトにアクセスできる。本サイトでは、輸出予算逆引き表、説明会動画、説明資料を掲載している。
- ・ 輸出予算逆引き表はエクセル形式で、支援内容類型や使用できる品目、支援内容等を事業ごとに整理して一覧表にしている。エクセルのフィルター機能を使えば表示する情報を絞り込むこともできるので、ぜひ活用していただきたい。

- ・ 輸出予算説明動画は、輸出予算説明会のサイトの赤い再生ボタンをクリックすれば視聴可能である。なお、本動画は各事業の説明を1本の動画にまとめているため、動画全体の再生時間は3時間弱となっている。
- ・ 動画を全て閲覧して自分に該当する動画を探し出すのが難しい場合は、YouTubeのサイトにアクセスするとタイムスタンプ機能を使って興味のある部分のみの視聴が可能である。
- ・ 動画の再生前であれば、動画画面の左下にある「見る（再生ボタン）YouTube」、再生後であれば、動画画面の右下の「YouTube」をクリックし、「説明会概要」欄を「もっと見る」で開くと事業ごとに設置したタイムスタンプが表示される。事業名の前にある時間の部分をクリックすれば指定した動画に頭出しできるので、ぜひこちらも活用していただきたい。
- ・ 輸出予算説明会のサイトの「説明会資料」では、輸出予算説明動画で紹介する資料を事業ごとに分類して掲載している。それぞれ事業名をクリックすれば資料に移行する。例えば「輸出環境整備推進事業のうち、施設認定等検査支援事業」は、東南アジア向けの青果物に関係する支援事業である。
- ・ 本動画での紹介はないが、資料だけを掲載している事業もあるので、「4.その他資料」で確認していただきたい。

9. 講評

（早稲田大学政治経済学術院 教授 深川由起子 GFVC推進官民協議会代表）

- ・ グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のGFVC構築推進プランも策定から3年を迎え、輸出は好調に推移しているものの新しい段階に入るべき時期であり、本日は多々考えるところがあった。
- ・ 本日の発表は、実際の利用手続きを含め、EPAを利用した青果物輸出に関する話、青果物の輸出の現状、ベトナムの事例の3つに大別されていた。
- ・ 特に青果物にとってのEPAという視点で考えると、現在の農水産貿易は一昔前と大きく違っている。
- ・ かつては価格競争力、安全性、おいしさの価値が高かったと思うが、昨今は、新型コロナウイルス感染症のまん延でサプライチェーンが途絶えていたところに地政学的リスクや貿易戦争の激化が加わり、食料安全保障が前面に出てくる時代となった。これにより、サプライチェーンを巡る安心と安定が価値として重要視されるようになったと思う。
- ・ EPAがあるからといってすぐに輸出が爆発的に伸びるわけではないが、官民を挙げた包括交渉の枠組みを持っている相手国は、ますます重要な時代となってきたと感じた。
- ・ 貿易交渉の最優先課題は関税の引き下げである。安価に提供できれば、消費者と生産

者もしくは輸出者の間で利益が増えるからである。

- 青果物は人が口にするものなので、貿易交渉では検疫を通じた安全性も重視される。検疫を通じた安全性は企業や生産者が交渉できるものではないため、政府が前面に立ってしっかり取り組む必要がある。
- 日本は、EPAにおいて物だけではなくサービス等さまざまなものを包括交渉している。特に美味をアピールしていく上では、流通や広告を自由に行える国かどうかが非常に重要になると思う。
- 貿易交渉のポイントとして安心・安定も登場してきた。食料安全保障が前面に出て自由貿易が損なわれるのは生産性や効率の観点から望ましくないとするのが最近の経済学者の主流ではあるが、食料安全保障がいきなり止まっても困るので、信頼できる相手となるべく深く結び付いていくというトレンドは、しばらく続くと思う。その意味で、EPAの枠組みは重要だと思う。
- 貿易交渉には最初から決まっている見直しもある。見直し交渉は非常に重要であり、見直し交渉でさらに重要になってくるのは、使っていく皆さんの使い勝手の良さである。
- 使い勝手の良さは極めて重要である。FTAを結んでも、フルに活用して自分のメリットにできる国と作るだけ作って終わる国があり、EPAの種類によってその差が生じる場合もある。EPAをフルに活用できるよう、原産地証明は、特に使い勝手についての意見を聞いて進化させていく必要があると思う。
- 自由貿易協定は参加した国・地域だけがメリットを受けるものなので、非参加国が、メリットを受ける目的でフリーライドしようと、原産地を参加国と偽る等の問題が発生する。そこで原産地証明が大事になってくる。
- 原産地証明を自己証明で行うか第三者証明で行うかでEPAの使い勝手は全く異なる。使い勝手は、関税の引き下げ以上に貿易の事業性を左右するので、原産地証明の使い勝手の改善には官民を挙げて取り組む必要があると思う。
- 青果物の輸出に当たり、全体に品目を増やして市場に多様性があるほうが望ましいと思うが、改めてりんごの圧倒的なシェアを痛感した。輸出の歴史が古く、非常にさまざまな方のご苦勞を経て、恐らく一定のルートができているのだと思う。
- 日本産のりんごには、季節性、地域性、多様性において強みがある。りんごは南方では栽培が難しい上、日本にはこれだけ多様なりんごを作ることができる技術力がある。
- ぶどうや柿等にりんごのパターンがそのまま適用できるとは限らないが、りんごの成功例が示唆するところを引き出し、多様性を追求していくことは、一つの課題であろう。
- 日本のように信じられないほどの種類のみかんを売ることができる国も少ないと思う。それぞれおいしいと思って買ってくれる国はたくさんあると思うので、多様性

の価値を追求していく方向性は有効であると考える。

- EPA協定を結んでいない台湾が圧倒的な市場となっている状況は、示唆に富んでいると思う。EPAの追い風がない台湾において、無理せず民間の努力だけでいかに日本産青果物を浸透させたかについては、詳しく検証する必要があるだろう。
- 香港のマーケティング対象は、流通、旅行、飲食店経由と、非常に総合的である。旅行は、香港から来日した旅行者が、おいしかったのでぜひ国に帰っても食べたいと思うように誘導するマーケティングで、この系統は中国につながっている。すぐに中国の需要に結び付けることは難しいと思うが、将来的にはRCEPの枠組みの中で関税率が下がっていくので、台湾、香港経由で中国市場に結び付ける努力は続けていく必要がある。
- アセアンとの間には、アセアン全体を対象とした協定の他、2国間協定等、さまざまなEPAがある。特に金城湯池であるタイやシンガポールの市場を拡大する努力は、不可欠であろう。
- 台湾で好調が続いているのは、台湾からの輸入も多いからだと思う。中国が台湾の食品の輸入を停止した時、日本にはパイナップルをはじめ、台湾のさまざまな産品が大量に輸入された。台湾の例は、輸入のルートと輸出のルートにはギブ・アンド・テイクの関係性があることを示唆していると思う。
- 日本の農産物は、ウクライナ等のように巨大な農場で量産ができる性格のものではないため、これまでは高付加価値ビジネスを追求してきた。品目によっても違うが、限界的なビジネスを超えるためには、量産の水準をどこまで上げることができるか、現状を見直すべき時かと思う。
- EPAには官・民一緒に総力戦で取り組むことが非常に重要である。本日紹介されたベトナムの事例は、日本産であることの知名度が大事なのか、みかんやりんごのおいしさの認知度が大事なのか、区別が明確ではないところがあった。
- ベトナムや中国は、自国の農産物が非常に豊かな国である。日本では、かつて所得が上がると果物の消費が増える傾向があったが、それは中国には全く当てはまらない。中国人の学生の論文によると、中国の消費者にとっては、果物は安くて当たり前のものだそうだ。
- 現在、日本産であることや日本イメージをマーケティング・広報することが先行しすぎているが、政府広報とは区別し、「こういう果物がある、買ってください。」「食べたらおいしくて、気が付いたら日本産だった」という形がマーケティング事業の広報の姿だと思う。
- 事例の情報把握は担当当局の重要な役割である。ただ、事業者が欲しいのは、当局の対応の情報もさることながら、自分はどうしたらなんとかなるという、事例から導いた解決策である。事業者のニーズに応えていく窓口業務が今後ますます重要になると思う。

- ・ 現地からの情報として、手続きや法律の話、事例も重要だが、日系の流通業者が青果物を調達する際に抱える問題や、現地にきちんとマーケティングをしてくれる企業があるかどうか、マーケティング企業の能力、コールドバリューチェーン（CVC）など物流サービス業者の能力や機動性等、ビジネスにダイレクトに有効な情報を集めていく必要があるだろう。
- ・ ベトナムは、まだ「経済協力」の予算が使える。特に農業研修生を大量に受け入れているが、私は農業研修生の制度は本当に大事な資産だと思っている。コピーを防ぐ努力は必要だが、日本で農業研修生をして、おいしいものの作り方を知った人たちが帰国して、日本から輸入したものを売る側に立ってくれれば、非常に有益である。
- ・ 「経済協力」の活用にはさまざまなアイデアがあり得るし、いろいろ考えていけばよいと思った。
- ・ EPAにも、計画はこうだった（P）、実施してみたらこうだった（D）、問題点が明らかになった（C）、改善策を打ったらこうなった（A）と検証するPDCAサイクルが大事である。特に原産地証明等の使い勝手は、PDCAサイクルを超高速で回す努力をしないと改善できないと思う。
- ・ 日本よりも韓国のマーケティングのほうのはるかにフォーカスされている。本日はベトナムで売られている韓国産の梨の事例が紹介されたが、私がベトナムの消費者であれば、恐らく、高い上にバラバラなラッピングの日本産より、明らかに良さそうな韓国の梨を買うと思う。
- ・ 韓国はボリュームで売ろうとせず、高級に見せる努力に傾注している。原産地証明もさることながら、ビジネスチャンスとしての努力の重要性を感じた。
- ・ 最近、農業には若い人が大勢参加しており、DX（デジタルトランスフォーメーション）が一部で始まっている。国内で行っている追跡情報から関税、検疫情報までをシームレスにつなぐデジタル化が非常に重要であると痛感した。

10. 閉会の挨拶

（株式会社前川総合研究所 代表取締役社長 篠崎聡 GFVC推進官民協議会副代表）

- ・ EPAは相手の政府や品目によって関税率が異なるので、どのように活用するかが非常に重要だと思う。
- ・ 制度は逐次変わるので、情報収集が肝要である。GFVC推進官民協議会等からの情報提供もご活用いただきたい。
- ・ 政府は、農林水産物・食品の輸出の目標として2025年に2兆円、2030年に5兆円を掲げているが、着実に輸出を行って、目標の金額を達成していくことが重要だと思う。
- ・ GFVC推進官民協議会の発足当初の活動は情報提供だけだった。非常に小さなスタートであったが、発足から9年弱経過した現在、多くの皆さまに参加いただいて、さまざまな意見交換が可能となった。

- ・ GFVC推進官民協議会への登録は無償なので、ぜひ参加登録してEPAの活用促進に役立てていただきたい。

以 上